

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
19	福祉医療に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

小野市は、福祉医療に関する事務の特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項	なし
------	----

評価実施機関名

兵庫県小野市長

公表日

令和6年10月1日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	福祉医療に関する事務
②事務の概要	1. 事務の概要 小野市福祉医療費助成条例及び小野市福祉医療費助成条例施行規則に基づき、高齢期移行者、重度障害者、高齢重度障害者、乳幼児等、母子家庭、父子家庭及び遺児に対し、医療費の助成を行う。 2. 特定個人情報ファイルを使用する事務の内容 (1)福祉医療費受給者証交付申請書の受理、その申請に係る事実審査、その申請に対する応答に関する事務(2)福祉医療費支給に係る申請書の受理、その申請に係る事実審査、その申請に対する応答に関する事務 ＜Public Medical Hub (PMH)を活用した情報連携に係る福祉医療に関する事務＞ ・情報連携のため、本市は、Public Medical Hub (PMH)へ本事務に係る対象者の個人番号を含む対象者情報、公費資格情報の紐付け及び登録を行う。 ・住民は、マイナポータルを介して、自身の本事務に係る公費医療費助成の資格情報の取得/閲覧が可能となる。 ・住民が、医療機関受診時に公費医療費助成の給付を受ける際に、従来の紙の受給者証に代えて、マイナンバーカードをオンライン資格確認端末で用いることにより、資格情報を医療機関が取得/閲覧することが可能となる。
③システムの名称	①医療費助成システム②団体内統合宛名システム③中間サーバー④汎用オンライン申請システム ⑤Public Medical Hub (PMH)
2. 特定個人情報ファイル名	
①宛名特定個人情報ファイル ②福祉医療特定個人情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	①行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律 番号法第9条第2項、第19条第6号 ②小野市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例第3条第1項 別表第1
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] ＜選択肢＞ 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	情報提供:行わない 情報照会:番号法第19条第9号
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	市民福祉部市民課
②所属長の役職名	市民課長
6. 他の評価実施機関	
なし	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	〒675-1380 兵庫県小野市中島町531番地 小野市役所 総務部 総務課 TEL(0794)63-1000(内線529)
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	〒675-1380 兵庫県小野市中島町531番地 小野市役所 市民福祉部 市民課 TEL(0794)63-1469
9. 規則第9条第2項の適用 []適用した	
適用した理由	

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1万人以上10万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和6年9月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和6年9月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

Ⅳ リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		＜選択肢＞ 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要なのない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) []提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去

特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業 [] 人手を介在させる作業はない		
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	人の手が介在する局面ごとに、以下のような対応事項を徹底している。 ・ マイナンバー入りの書類を郵送等する際は、宛先に間違いがないか、関係のない者の特定個人情報が含まれていないかなど、複数人でのチェックを行う。 ・ 特定個人情報を含む書類や電子媒体は、施錠できる書棚等に保管することを徹底する。 ・ 特定個人情報を受け渡す際、事前に暗号化した上で、これを確実に実施したことを複数人で確認する。	

9. 監査

実施の有無

[○] 自己点検

[] 内部監査

[] 外部監査

10. 従業者に対する教育・啓発

従業員に対する教育・啓発

[十分に行っている]

＜選択肢＞

1) 特に力を入れている

2) 十分に行っている

3) 十分に行っていない

11. 最も優先度が高いと考えられる対策

☐ 全項目評価又は重点項目評価を実施する

最も優先度が高いと考えられる対策

[3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策

]

＜選択肢＞

1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策

2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策

3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策

4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策

5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)

6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策

7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策

8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策

9) 従業者に対する教育・啓発

当該対策は十分か【再掲】

[十分である]

＜選択肢＞

1) 特に力を入れている

2) 十分である

3) 課題が残されている

判断の根拠

・人事異動の際には必ず住民情報システムの権限異動を実施し、不正なログイン等がないよう徹底している。また、併せて端末アカウントや共有フォルダへのアクセス権限も整理し、適切な運用を行っている。

・端末が設置してある執務室は開庁時間外は厳重に施錠されているほか、サーバールームも電子施錠されており、物理的に特定個人情報へのアクセスができないよう運用している。

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年9月22日	5. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携②法令上の根拠	番号法第19条第14号	情報提供:行わない 情報照会:番号法第19条第9号	事後	
令和4年12月16日	I -1 ③システムの名称	①医療費助成システム②団体内統合宛名システム③中間サーバ	①医療費助成システム②団体内統合宛名システム③中間サーバ④汎用オンライン申請システム	事後	
令和5年9月29日	II -1 対象人数 II -2取扱者数	令和3年4月1日	令和5年9月1日	事後	
令和6年7月23日	1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務②事務の概要	1. 事務の概要 小野市福祉医療費助成条例及び小野市福祉医療費助成条例施行規則に基づき、高齢期移行者、重度障害者、高齢重度障害者、乳幼児等、母子家庭、父子家庭及び遺児に対し、医療費の助成を行う。 2. 特定個人情報ファイルを使用する事務の内容 内容(1)福祉医療費受給者証交付申請書の受理、その申請に係る事実審査、その申請に対する応答に関する事務 (2)福祉医療費支給に係る申請書の受理、その申請に係る事実審査、その申請に対する応答に関する事務	1. 事務の概要 小野市福祉医療費助成条例及び小野市福祉医療費助成条例施行規則に基づき、高齢期移行者、重度障害者、高齢重度障害者、乳幼児等、母子家庭、父子家庭及び遺児に対し、医療費の助成を行う。 2. 特定個人情報ファイルを使用する事務の内容 (1)福祉医療費受給者証交付申請書の受理、その申請に係る事実審査、その申請に対する応答に関する事務 (2)福祉医療費支給に係る申請書の受理、その申請に係る事実審査、その申請に対する応答に関する事務 ＜Public Medical Hub (PMH)を活用した情報連携に係る福祉医療に関する事務＞ ・情報連携のため、本市は、Public Medical Hub (PMH)へ本事務に係る対象者の個人番号を含む対象者情報、公費資格情報の紐付け及び登録を行う。 ・住民は、マイナポータルを介して、自身の本事務に係る公費医療費助成の資格情報の取得/閲覧が可能となる。 ・住民が、医療機関受診時に公費医療費助成の給付を受ける際に、従来の紙の受給者証に代えて、マイナンバーカードをオンライン資格確認端末で用いることにより、資格情報を医療機関が取得/閲覧することが可能となる。	事前	
令和6年7月23日	1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務③システムの名称	①医療費助成システム②団体内統合宛名システム③中間サーバ	①医療費助成システム②団体内統合宛名システム③中間サーバ④Public Medical Hub (PMH)	事前	
令和6年7月23日	3. 個人番号の利用 法律上の根拠	①行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律 番号法第9条第2項 ②小野市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例第3条第1項 別表第1	①行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律 番号法第9条第2項、第19条第6号 ②小野市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例第3条第1項 別表第1	事前	
令和6年7月23日	II -1 対象人数 II -2取扱者数	令和5年9月1日	令和6年7月1日	事前	
令和6年10月1日	I -1 ③システムの名称	①医療費助成システム②団体内統合宛名システム③中間サーバ④Public Medical Hub (PMH)	①医療費助成システム②団体内統合宛名システム③中間サーバ④汎用オンライン申請システム ⑤Public Medical Hub (PMH)	事前	
令和6年10月1日	II -1 対象人数 II -2取扱者数	令和6年7月1日	令和6年9月1日	事前	